

| 改正案 | 現行 |
|---|-------------|
| <p>（商品取引所の兼業業務の認可申請）</p> <p>第一条 商品取引所は、商品取引所法（以下「法」という。）第三条第一項ただし書の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 認可を受けようとする業務の種類</p> <p>二 当該業務の開始予定年月日</p> <p>2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 当該業務を行う理由を記載した書面</p> <p>二 当該業務の内容及び方法を記載した書面</p> <p>三 当該業務を所掌する組織及び人員配置を記載した書面</p> <p>四 当該業務に関する内部規則</p> <p>五 当該認可後三事業年度における当該業務の収支の見込みを記載した書面</p> <p>六 その他参考となるべき事項を記載した書面</p> <p>（商品取引所の子会社の認可申請）</p> <p>第一条の二 商品取引所は、法第三条の二第一項ただし書の規定により認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 当該認可に係る会社を子会社（法第三条の二第三項に規定</p> | <p>（新設）</p> |
| <p>（新設）</p> | <p>（新設）</p> |

する子会社をいう。以下この条において同じ。）とする理由を記載した書面

二 当該認可に係る子会社となる会社に関する次に掲げる書類

イ 商号及び本店の所在地を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。第三十六条の九及び第三十六条の十二第二号ハにおいて同じ。）の氏名及び役職名を記載した書面

二 当該会社が会計参与設置会社である場合には、会計参与の氏名又は名称を記載した書面

ホ 定款

ヘ 登記事項証明書

ト 直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

三 当該商品取引所及びその子会社に関する次に掲げる書類

イ 当該商品取引所及びその子会社の業務及び財産の状況を連結して記載した直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他これらの最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後三事業年度における当該商品取引所及びその子会社（当該認可に係る子会社となる会社を含む。）の收支の見込みを記載した書面

四 その他参考となるべき事項を記載した書面

（自主規制業務）

第一条の三 法第五条の二第二項第三号の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 会員等の資格の審査
- 二 会員等が行う商品市場における取引の内容の審査（商品市場における取引を円滑にするため、これらの取引の状況について即時に行うものを除く。）
- 三 法第五条の二第二項第一号及び第二号に掲げる業務に関する定款その他の規則の作成、変更及び廃止の業務

（電磁的記録）

第一条の四 法第十一条第五項に規定する主務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第六条 次に掲げる規定に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

- 一・二 （略）
- 三 法第九十六条の十四第二項第二号
- 四 十三 （略）

第二十九条 （略）

（財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えること

（新設）

（電磁的記録）

第一条 商品取引所法（以下「法」という。）第十一条第五項に規定する主務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第六条 次に掲げる規定に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

- 一・二 （略）
- （新設）
- 三 十二 （略）

第二十九条 （略）

が推測される事実)

第二十九条の二 法第八十六条第一項本文の主務省令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

- 一 役員若しくは使用人である者又はこれらであつた者であつて法第八十六条第一項本文の株式会社商品取引所の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該株式会社商品取引所の取締役若しくは執行役員又はこれらに準ずる役職に就任していること。
- 二 当該株式会社商品取引所に対して重要な融資を行っていること。
- 三 当該株式会社商品取引所に対して重要な技術を提供していること。
- 四 当該株式会社商品取引所との間に重要な営業上又は事業上の取引があること。
- 五 その他当該株式会社商品取引所の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権)

第三十条 法第八十六条第一項本文の主務省令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。

- 一 信託業(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第二条第一項に規定する信託業をいう。)を営む者が信託財産として取得し、又は所有する株式会社商品取引所の株式に係る議決権(法第八十六条第五項(第一号に係る部分に限る。))の

(新設)

(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権)

第三十条 法第八十六条第一項の主務省令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。

- 一 信託業(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第二条第一項に規定する信託業をいう。)を営む者が信託財産として取得し、又は所有する株式会社商品取引所の株式に係る議決権(法第八十六条第三項(第一号に係る部分に限る。))の

規定により当該信託業を営む者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。）

二（略）

三 株式会社商品取引所の役員又は従業員が当該株式会社商品取引所の他の役員又は従業員と共同して当該株式会社商品取引所の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拋出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該株式会社商品取引所が会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）をいう。次条、第三十六条の十及び別表第四において同じ。）に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした株式会社商品取引所の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該株式会社商品取引所の株式に係る議決権（法第八十六条第五項（第一号に係る部分に限る。）の規定により当該信託された者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。）

四・五（略）

（取得等の制限の適用除外）

第三十一条 法第八十六条第二項、第九十六条の十九第二項及び第九十六条の二十五第二項の主務省令で定める場合は、次に掲

規定により当該信託業を営む者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。）

二（略）

三 株式会社商品取引所の役員又は従業員が当該株式会社商品取引所の他の役員又は従業員と共同して当該株式会社商品取引所の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拋出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該株式会社商品取引所が会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）をいう。次条及び別表第四において同じ。）に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした株式会社商品取引所の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該株式会社商品取引所の株式に係る議決権（法第八十六条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定により当該信託された者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。）

四・五（略）

（取得等の制限の適用除外）

第三十一条 法第八十六条第二項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

げる場合とする。

一 保有する株式会社商品取引所の対象議決権（法第八十六条第一項本文に規定する対象議決権をいう。以下同じ。）の数に増加がない場合

二・三 （略）

四 証券金融会社（金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社をいう。第三十六条の十において同じ。）が同法第五十六条の二十四第一項に規定する業務として株式会社商品取引所の対象議決権を取得し、又は保有する場合

（特定保有者の届出）

第三十一条の二 法第八十六条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定保有者（法第八十六条第三項に規定する特定保有者をいう。次号において同じ。）となった日

二 特定保有者に該当することとなった原因

三 その保有する対象議決権の数

（対象議決権保有届出書）

第三十一条の三 法第八十六条の二第一項の規定により対象議決権保有届出書を提出する者は、様式第一号の二により作成した対象議決権保有届出書及びその写しを主務大臣に提出しなければならない。

2 法第八十六条の二第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 商号、名称又は氏名

一 保有する株式会社商品取引所の対象議決権（法第八十六条第一項に規定する対象議決権をいう。以下この条において同じ。）の数に増加がない場合

二・三 （略）

四 証券金融会社（金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社をいう。）が同法第五十六条の二十四第一項に規定する業務として株式会社商品取引所の対象議決権を取得し、又は保有する場合

（新設）

（新設）

- 二 本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所
- 三 保有する議決権の数
- 四 対象議決権保有届出書を提出する者と特別の関係（令第七条第一項各号又は第七条の四第一項各号に掲げる関係をいう。）にある者に関する事項

（緊急の場合の取扱い）

第三十六条の二 法第九十六条の七各項の主務省令で定める自主規制業務は、会員等に対する処分とする。

（新設）

（自主規制委員会の同意を得るべき事項）

第三十六条の三 法第九十六条の九の主務省令で定めるものは、取引参加者の資格の付与に関する基準とする。

（新設）

2 特定株式会社商品取引所（法第九十六条の二第二項に規定する特定株式会社商品取引所をいう。）は、取引参加者の資格の付与に関する基準の作成を行おうとするときは、自主規制委員会の同意を得るものとする。

（自主規制委員会の議事録）

第三十六条の四 法第九十六条の十三第三項の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

（新設）

一 自主規制委員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない自主規制委員が自主規制委員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二 自主規制委員会の議事の経過の要領及びその結果

三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する自主規

制委員があるときは、その氏名

四 自主規制委員会に執行役、取締役、会計参与又は会計監査人が出席した場合には、その氏名又は名称

五 自主規制委員会の議長が存するときは、議長の氏名

六 議事録の作成に係る職務を行った自主規制委員の氏名

(自主規制委員会の議事録に係る電子署名の規定の準用)

第三十六条の五 第二条の規定は、法第九十六条の十二第五項の規定による署名又は記名押印に代わる措置について準用する。

(自主規制委員会の職務執行のために決定すべき事項)

第三十六条の六 法第九十六条の十七の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 自主規制委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

二 自主規制業務の執行を行う取締役、執行役及び使用人に関する事項

三 前号の取締役、執行役及び使用人が自主規制委員会に自主規制業務の執行に関する事項を報告するための体制その他の自主規制委員会への報告に関する事項

四 その他自主規制委員会の自主規制業務に関する事項の決定が実効的に行われることを確保するための体制

(株式会社商品取引所の主要株主の認可申請)

第三十六条の七 法第九十六条の十九第一項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を主務大臣に

(新設)

(新設)

(新設)

提出しなければならない。

- 一 商号若しくは名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所（地方公共団体にあつては、事務所）の所在地又は住所若しくは居所
 - 二 地方公共団体にあつては、その長の氏名
 - 三 法人（地方公共団体を除く。）にあつては、その代表者の氏名
 - 四 認可申請者が保有する当該認可に係る株式会社商品取引所の対象議決権の数及び保有割合並びに当該認可後に取得し、又は保有しようとする当該株式会社商品取引所の対象議決権の数及び保有割合
 - 五 当該認可に係る株式会社商品取引所の対象議決権を取得し、又は保有しようとする理由
- 2 | 前項の認可申請書には、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。
- 一 次のイから八までに掲げる場合の区分に応じ、当該イから八までに定める書類（申請者が外国人であることその他の理由により当該書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）
 - イ 認可申請者が地方公共団体である場合 当該認可申請者の最近における財産及び収支の状況を知ることができる書類
 - ロ 認可申請者が法人（地方公共団体を除く。八において同じ。）である場合 当該認可申請者に関する次に掲げる書類

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員（会計参与を除く。）の住民票の写し等、履歴書
- 、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（その者が外国人である場合を除く。）並びにその者が同号八からルまで（その者が外国人の場合には、同号イからルまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (4) 当該認可申請者が会計参与設置会社である場合には、会計参与の住民票の写し等（その者が法人の場合には、登記事項証明書）、履歴書（その者が法人の場合には、沿革を記載した書面）、会計参与が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（その者が法人又は外国人である場合を除く。）並びに会計参与が同号八からルまで（その者が法人の場合には同号八からルまで及びロ、その者が外国人の場合には同号イからルまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (5) 当該認可申請者の総株主等（令第七条第一項第三号に規定する総株主等をいう。以下同じ。）の議決権（同号に規定する議決権をいう。以下この(5)において同じ。）の百分の五を超える議決権を保有する者がある場合には、当該者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその行っている事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書面

- (6) 当該認可の申請が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。以下この(6)において同じ。）の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会又は取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
- (7) 業務の内容を記載した書面
- (8) 直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他当該認可申請者の最近における業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類
- (9) 当該認可申請者が外国商品市場開設者（令第七条の三第二号に規定する外国商品市場開設者をいう。(13)において同じ。）である場合には、その本店又は主たる事務所の所在する国において法第九条若しくは第七十八条の許可と同種類の許可又はこれに類する認可その他の行政処分を受けていることを証する書面
- (10) 当該認可申請者が外国商品市場開設者持株会社（令第七条の三第三号に規定する外国商品市場開設者持株会社をいう。以下この(10)及び(13)において同じ。）である場合には、その本店又は主たる事務所の所在する国における法（法に基づく命令を含む。）に相当する外国の法令を執行する当局が、当該認可申請者が外国商品市場開設者持株会社であることについて法第九十六条の二十五第一項の認可と同種類の認可又はこれに類する許可その他の行為をしていることを証する書面
- (11) 当該認可申請者が外国金融商品取引市場開設者（金融商品取引法第六十条の二第一項第六号に規定する外国金

融商品取引市場開設者をいう。(13)において同じ。)である場合には、その本店又は主たる事務所の所在する国において金融商品取引法第八十条第一項の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けていることを証する書面

(12) 当該認可申請者が外国金融商品取引市場開設者持株会社(令第七条の三第五号に規定する外国金融商品取引市場開設者持株会社をいう。以下この(12)及び(13)において同じ。)である場合には、その本店又は主たる事務所の所在する国における金融商品取引法(同法に基づく命令を含む。)に相当する外国の法令を執行する当局が、当該認可申請者が外国金融商品取引市場開設者持株会社であることについて金融商品取引法第百六条の十第一項の認可と同種類の認可又はこれに類する許可その他の行為をしていることを証する書面

(13) 当該認可申請者が外国商品市場開設者、外国商品市場開設者持株会社、外国金融商品取引市場開設者又は外国金融商品取引市場開設者持株会社である場合には、これらの者が法第九十六条の十九第一項の認可を受けてその総株主の議決権(法第八十六条第一項本文に規定する議決権をいう。第三号において同じ。)の保有基準割合(法第八十六条第一項本文に規定する保有基準割合をいう。第三号において同じ。)以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする株式会社商品取引所が、商品取引所等(法第八十六条第一項ただし書の商品取引所、商品取引所持株会社、金融商品取引所又

は金融商品取引所持株会社をいう。()の子会社(法第三
条の二第三項に規定する子会社をいう。)であることを
知ることができる書面

八 認可申請者が地方公共団体及び法人以外の者である場合

当該認可申請者に関する次に掲げる書類

(1) 職業を記載した書面

(2) 住民票の写し等

(3) 当該認可申請者が法第十五条第二項第一号イ及びロに

該当しない旨の官公署の証明書(その者が外国人である
場合を除く。)並びにその者が同号八からルまで(その
者が外国人の場合には、同号イからルまで)のいずれに
も該当しないことを誓約する書面

二 当該認可に係る株式会社商品取引所の対象議決権の保有に
係る体制を記載した書面

三 認可申請者が当該認可に係る株式会社商品取引所との間に
、当該認可後に有することを予定する人事、資金、技術及び
取引等における関係並びに当該関係に係る方針(当該株式会
社商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を確保するための
体制を含む。)を記載した書類

四 その他法第九十六条の二十第一項に掲げる基準に適合して
いるかどうかについての認定の参考となるべき事項を記載し
た書面

(特定保有者に係る規定の準用)

第三十六条の八 第三十一条の二の規定は、法第九十六条の十九

第三項(法第九十六条の二十五第四項及び第九十六条の三十一

(新設)

第四項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項について準用する。

(商品取引所持株会社に係る認可申請書の添付書類)

第三十六条の九 法第九十六条の二十六第二項の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類（官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 認可申請者が法第九十六条の二十五第一項本文の認可を受けて株式会社商品取引所を子会社（法第三条の二第三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）としようとする場合又は認可申請者が株式会社商品取引所を子会社とする会社であることについて法第九十六条の二十五第三項ただし書の認可を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 株式会社商品取引所を子会社とする理由を記載した書面
ロ 当該認可申請者に関する次に掲げる書類

(1) 登記事項証明書

(2) 取締役及び監査役の住民票の写し等、履歴書、これらの者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（これらの者が外国人である場合を除く。）並びにこれらの者が同号ハからルまで（これらの者が外国人の場合には、同号イからルまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(3) 当該認可申請者が会計参与設置会社である場合には、会計参与の住民票の写し等（その者が法人の場合には、登記事項証明書）、履歴書（その者が法人の場合には、

(新設)

- 沿革を記載した書面）、会計参与が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（その者が法人又は外国人である場合を除く。）並びに会計参与が同号八からルまで（その者が法人の場合には同号八からリまで及びワ、その者が外国人の場合には同号イからルまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (4) 当該認可申請者の総株主の議決権の百分の五を超える議決権（法第八十六条第一項本文に規定する議決権をいう。以下この(4)及び次号ロ(3)において同じ。）を保有する者がある場合には、当該者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその行っている事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書面
- (5) 株主総会又は取締役会の議事録その他の必要な手続があつたことを証する書面
- (6) 業務の内容を記載した書面
- (7) 直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他当該認可申請者の最近における業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類
- (8) 当該認可申請者が法第九十六条の二十五第一項本文又は第三項ただし書の認可を受けて子会社としようとする株式会社商品取引所の経営管理に係る体制を記載した書類
- (9) 株式会社商品取引所の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

- 八 当該認可申請者が法第九十六条の二十五第一項本文又は第三項ただし書の認可を受けて子会社としようとする株式会社商品取引所に関する次に掲げる書類
- (1) 商号及び本店の所在地を記載した書面
 - (2) 取締役及び監査役の役職名及び氏名を記載した書面
 - (3) 当該株式会社商品取引所が会計参与設置会社である場合には、会計参与の名称又は氏名を記載した書面
 - (4) 直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他当該株式会社商品取引所の最近における業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類
- 二 法第九十六条の二十五第一項本文又は第三項ただし書の認可後三事業年度における当該認可申請者及びその子会社である株式会社商品取引所の収支の見込みを記載した書面
- ホ その他法第九十六条の二十七第一項に掲げる基準に適合しているかどうかについての認定の参考となるべき事項を記載した書面
- 二 認可申請者が法第九十六条の二十五第一項本文の認可を受けて株式会社商品取引所を子会社とする会社を設立しようとする場合、次に掲げる書類
- イ 株式会社商品取引所を子会社とする会社を設立しようとする理由を記載した書面
 - ロ 当該認可を受けて設立される会社（以下この号において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書類
 - (1) 取締役及び監査役の住民票の写し等、履歴書、これらの者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（これらの者が外国人である場合を除く）

く。()並びにこれらの者が同号八からルまで()これらの者が外国人の場合には、同号イからルまで()のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(2) 設立会社が会計参与設置会社である場合には、会計参与の住民票の写し等()その者が法人の場合には、登記事項証明書()、履歴書()その者が法人の場合には、沿革を記載した書面()、会計参与が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書()その者が法人又は外国人である場合を除く。()並びに会計参与が同号八からルまで()その者が法人の場合には同号八からルまで及びロ、その者が外国人の場合には同号イからルまで()のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(3) 設立会社の総株主の議決権の百分の五を超える議決権を保有しようとする者がある場合には、当該者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業()当該者が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその行っている事業の内容()並びにその保有しようとする議決権の数を記載した書面

(4) その設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録()株式移転、合併又は分割により設立される場合には、これに関する株主総会の議事録()その他必要な手続があったことを証する書面

(5) 業務の内容を記載した書面
(6) 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を
知ることができる書類

- (7) 当該認可申請者が法第九十六条の二十五第一項本文の認可を受けて子会社としよととする株式会社商品取引所の経営管理に係る体制を記載した書面
- (8) 株式会社商品取引所の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類
- 八 設立会社が子会社としよととする株式会社商品取引所に關する次に掲げる書類
- (1) 商号及び本店の所在地を記載した書面
- (2) 取締役及び監査役の役職名及び氏名を記載した書面
- (3) 当該株式会社商品取引所が会計参与設置会社である場合には、会計参与の名称又は氏名を記載した書面
- (4) 直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他当該株式会社商品取引所の最近における業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類
- 二 当該設立後三事業年度における設立会社及びその子会社である株式会社商品取引所の収支の見込みを記載した書面
- ホ その他法第九十六条の二十七第一項に掲げる基準に適合しているかどうかについての認定の参考となるべき事項を記載した書面
- (取得等の制限の適用除外)
- 第三十六条の十 法第九十六条の二十八第二項及び第九十六条の三十一第二項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 保有する商品取引所持株会社の対象議決権の数に増加がない場合

(新設)

二 担保権の行使又は代物弁済の受領により商品取引所持株会社の対象議決権を取得し、又は保有する場合

三 金融商品取引業者が業務として商品取引所持株会社の対象議決権を取得し、又は保有する場合（金融商品取引法第二条第八項第一号に掲げる行為により取得し、又は保有する場合を除く。）

四 証券金融会社が金融商品取引法第五十六条の二十四第一項に規定する業務として商品取引所持株会社の対象議決権を取得し、又は保有する場合

（商品取引所持株会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実等）

第三十六条の十一 第二十九条の二の規定は法第九十六条の二十八第一項本文の主務省令で定める事実について、第三十一条の二の規定は法第九十六条の二十八第三項の主務省令で定める事項について、第三十一条の三の規定は法第九十六条の二十九の規定による対象議決権保有届出書の提出について、第三十六条の七（同条第二項第一号ロ(10)及び(12)を除く。）の規定は法第九十六条の三十一第一項の認可について、それぞれ準用する。この場合において、第二十九条の二第一号中「法第八十六条第一項本文」とあるのは「法第九十六条の二十八第一項本文」と、同条中「株式会社商品取引所」とあるのは「商品取引所持株会社」と、第三十六条の七第二項第一号ロ(13)中「外国商品市場開設者、外国商品市場開設者持株会社、外国金融商品取引市場開設者又は外国金融商品取引市場開設者持株会社」とあるのは「外国商品市場開設者又は外国金融商品取引市場開設者」と読み

（新設）

替えるものとする。

(商品取引所持株会社の子会社の認可申請)

第三十六条の十二 商品取引所持株会社は、法第九十六条の三十

七第一項ただし書の規定により認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出しなければならぬ。

一 当該認可に係る会社を子会社（法第三条の二第三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）とする理由を記載した書面

二 当該認可に係る子会社となる会社に関する次に掲げる書類

イ 商号及び本店の所在地を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 取締役及び監査役の氏名及び役職名を記載した書面

ニ 当該会社が会計参与設置会社である場合には、会計参与の氏名又は名称を記載した書面

ホ 定款

ヘ 登記事項証明書

ト 直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知らることができる書類

三 当該商品取引所持株会社及びその子会社に関する次に掲げる書類

イ 当該商品取引所持株会社及びその子会社の業務及び財産の状況を連結して記載した直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他これらの最近に

(新設)

- おける業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
- ロ 当該認可後三事業年度における当該商品取引所持株式会社及びその子会社（当該認可に係る子会社となる会社を含む。八において同じ。）の収支の見込みを記載した書面
 - ハ 当該商品取引所持株式が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書類
 - 四 その他参考となるべき事項を記載した書面

（法第百三条第七項の取引証拠金の預託に代わる契約等）

第四十四条 法第百三条第七項の主務省令で定める金融機関（以下この条及び第四十五条の二第一項において「銀行等」という。）は、次に掲げるものとする。

一 八（略）

2 会員等又は取次者（法第百三条第七項に規定する会員等又は取次者をいう。以下この条において同じ。）は、銀行等と同項の契約を締結しようとする場合には、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一 法第百三条第十項の規定による商品取引所の指示を受けたときは、当該会員等又は取次者のために当該指示に係る額の取引証拠金が遅滞なく当該商品取引所に預託されるものであること。

二 五（略）

3 六（略）

（商品取引清算機関に係る法第百三条第七項の取引証拠金の預託に代わる契約の規定の準用）

（取引証拠金の預託に代わる契約）

第四十四条 法第百三条第七項の主務省令で定める金融機関（以下この条において「銀行等」という。）は、次に掲げるものとする。

一 八（略）

2 会員等又は取次者（法第百三条第七項に規定する会員等又は取次者をいう。以下この条において同じ。）は、銀行等と法第百三条第七項の契約を締結しようとする場合には、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一 法第百三条第九項の規定による商品取引所の指示を受けたときは、当該会員等又は取次者のために当該指示に係る額の取引証拠金が遅滞なく当該商品取引所に預託されるものであること。

二 五（略）

3 六（略）

（商品取引清算機関に係る取引証拠金の預託に代わる契約の規定の準用）

第四十五条 前条の規定は、法第七十九条第七項において法第七十九条第七項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前条第二項第一号中「第三百三条第十項」とあるのは「第七十九条第七項において準用する法第七十九条第十項」と、同項並びに同条第三項、第五項及び第六項中「会員等又は取次者」とあるのは「会員等又は取次者等」と、「商品取引所」とあるのは「商品取引清算機関」と読み替えるものとする。

(法第七十九条第八項の取引証拠金の預託に代わる契約)

第四十五条の二 会員等、取引の委託者又は取次委託者（法第七十九条第八項に規定する会員等、取引の委託者又は取次委託者をいう。以下この条において同じ。）は、銀行等と同項の契約を締結しようとする場合には、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一 法第七十九条第十一項の規定による商品取引所の指示を受けたときは、当該会員等、取引の委託者又は取次委託者のために当該指示に係る額の取引証拠金が遅滞なく当該商品取引所に預託されるものであること。

二 当該契約に基づく銀行等の債務と当該会員等、取引の委託者又は取次委託者に対する債権を相殺することを禁止するものであること。

三 三月以上の期間にわたって有効な契約であること。

四 会員等、取引の委託者又は取次委託者は、あらかじめ商品取引所（法第七十九条第八項の規定による届出を受けた商品取引所に限る。以下この条において同じ。）の承認を受けた場合を除き、契約の解除又は契約の内容の変更をすることがで

第四十五条 前条の規定は、法第七十九条第七項において法第七十九条第七項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前条第二項第一号中「第三百三条第九項」とあるのは「第七十九条第七項において準用する法第七十九条第九項」と、同項並びに同条第三項、第五項及び第六項中「会員等又は取次者」とあるのは「会員等又は取次者等」と、「商品取引所」とあるのは「商品取引清算機関」と読み替えるものとする。

(新設)

きないものであること。

五 会員等、取引の委託者又は取次委託者は、契約が終了する日の一月前までに、その旨を商品取引所に通知をするものとすること。

2 会員等、取引の委託者又は取次委託者は、法第百三条第八項の契約を締結したとき（当該契約を変更したときを含む。）は、その契約書の写しを商品取引所に提出しなければならない。

3 会員等、取引の委託者又は取次委託者は、法第百三条第八項の契約を解除したときは、その事実を証する書面を商品取引所に提出しなければならない。

（商品取引清算機関に係る法第百三条第八項の取引証拠金の預託に代わる契約の規定の準用）

第四十五条の三 前条の規定は、法第百七十九条第八項において法第百三条第八項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前条中「会員等、取引の委託者又は取次委託者」とあるのは「会員等、取引の委託者、取次委託者、清算取次委託者又は清算取次者に対する委託者」と、同条第一項第一号中「百三条第十一項」とあるのは「第百七十九条第八項において準用する法第百三条第十一項」と、同号、同項第四号及び第五号並びに同条第二項及び第三項中「商品取引所」とあるのは「商品取引清算機関」と読み替えるものとする。

（相場、取引高等の報告）

第四十八条 商品取引所は、法第百十二条の規定により同条各号に掲げる事項を報告しようとするときは、遅滞なく、別表第一

（新設）

（相場及び取引高報告書の提出等）

第四十八条 商品取引所が法第百十二条第一項の規定により相場及び取引高報告書を作成し、かつ、主務大臣に提出するときは

又は別表第一の二により、主務大臣に提出しなければならない。

2 法第百十二条第一号の主務省令で定める事項は、別表第一の第三欄に掲げる事項とする。

3 法第百十二条第二号の主務省令で定める数量は、別表第二の第一欄に掲げる商品取引所が開設する同表の第二欄に掲げる商品市場ごと、かつ、売付け又は買付けの別ごとに、当該商品市場に対応する同表の第三欄に掲げる数量とする。

4 法第百十二条第二号の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 商品市場における一の会員等の一の取引の期限に係る自己の計算による取引であつて決済を結了していないものの数量が別表第二の第一欄に掲げる商品取引所が開設する同表の第二欄に掲げる商品市場において取引の対象とされる同表の第四欄に掲げる上場商品構成物品又は上場商品指数の種類ごと、かつ、売付け又は買付けの別ごとに、同表の第五欄に掲げる数量を超えること。

二 商品市場における一の取引の期限に係る一の委託者の計算による取引であつて決済を結了していないものの数量が別表第二の第一欄に掲げる商品取引所が開設する同表の第二欄に掲げる商品市場において取引の対象とされる同表の第四欄に掲げる上場商品構成物品又は上場商品指数の種類ごと、かつ、売付け又は買付けの別ごとに、同表の第五欄に掲げる数量を超えること。

5 法第百十二条第二号の主務省令で定める事項は、別表第一の第二欄に掲げる事項とする。

、別表第一により、かつ、遅滞なくしなければならない。

第四十九条 削除

第四十九条 法第百十二条第二項の主務省令で定める数量は、別表第二の第一欄に掲げる商品取引所が開設する同表の第二欄に掲げる商品市場ごと、かつ、売付け又は買付けの別ごとに、当該商品市場に対応する同表の第三欄に掲げる数量とする。

2 法第百十二条第二項の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 商品市場における一の会員等の一の取引の期限に係る自己の計算による取引であつて決済を結了していないものの数量が別表第二の第一欄に掲げる商品取引所が開設する同表の第二欄に掲げる商品市場において取引の対象とされる同表の第四欄に掲げる上場商品又は上場商品指数の種類ごと、かつ、売付け又は買付けの別ごとに、同表の第五欄に掲げる数量を超えること。

二 商品市場における一の取引の期限に係る一の委託者の計算による取引であつて決済を結了していないものの数量が別表第二の第一欄に掲げる商品取引所が開設する同表の第二欄に掲げる商品市場において取引の対象とされる同表の第四欄に掲げる上場商品又は上場商品指数の種類ごと、かつ、売付け又は買付けの別ごとに、同表の第六欄に掲げる数量を超えること。

3 商品取引所は、法第百十二条第二項の規定により報告するときは、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を提出しなければならない。

一 会員等又は委託者の氏名若しくは商号若しくは名称又はこれに代わるもの

(商品取引清算機関の許可申請書の添付書類)

第六十六条 法第百六十八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一〜三 (略)

四 主要株主(総株主の議決権(法第八十六条第一項本文に規定する議決権をいう。以下この号において同じ。)の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。以下同じ。)の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

五 親法人等(商品取引清算機関の総株主の議決権(前号に規定する議決権をいう。)の過半数を保有している法人その他の団体をいう。)及び子法人等(商品取引清算機関が総株主等の議決権(令第七条第一項第三号に規定する議決権をいう。)の過半数を保有している法人その他の団体をいう。)の概要を記載した書面

六〜十三 (略)

(商品取引受託業務許可申請書の添付書類)

二 商品市場における会員等の自己の計算による取引又は委託者の計算による取引であつて決済を結了していないものの数量

三 前項第二号に該当する場合にあつては、当該委託者から取引の委託を受けた商品取引員の商号

(商品取引清算機関の許可申請書の添付書類)

第六十六条 法第百六十八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一〜三 (略)

四 主要株主(総株主の議決権(法第八十六条第一項に規定する議決権をいう。以下この号において同じ。)の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。以下同じ。)の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

五 親法人等(商品取引清算機関の総株主の議決権(前号に規定する議決権をいう。)の過半数を保有している法人その他の団体をいう。)及び子法人等(商品取引清算機関が総株主等(令第七条第一項第三号に規定する総株主等をいう。)の議決権(令第七条第一項第三号に規定する議決権をいう。)の過半数を保有している法人その他の団体をいう。)の概要を記載した書面

六〜十三 (略)

(商品取引受託業務許可申請書の添付書類)

第八十条 法第九十二条第二項の主務省令で定める書類は、次項に規定する場合を除き、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一（七）（略）

八 主要株主（ただし、当該主要株主が十人に満たない場合にあっては、所有する議決権（法第八十六条第一項本文に規定する議決権をいう。以下この号において同じ。）の数の上位十名をいう。以下同じ。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、所有する議決権の議決権の総数に対する割合及び申請者との関係（主要株主が申請者の役員又は親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第三項に規定する親会社をいう。以下同じ。）、子会社若しくは関連会社若しくはその役員である場合に限る。）を記載した書面

九（二十一）（略）

2 （略）

（届出事項）

第八十二条 （略）

2 法第九十五条第二項の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの（官公署が証明する書類の場合には、届出日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一（九）（略）

十 前項第三号に掲げる場合 次に掲げる書類

第八十条 法第九十二条第二項の主務省令で定める書類は、次項に規定する場合を除き、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一（七）（略）

八 主要株主（ただし、当該主要株主が十人に満たない場合にあっては、所有する議決権（法第八十六条第一項に規定する議決権をいう。以下この号において同じ。）の数の上位十名をいう。以下同じ。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、所有する議決権の議決権の総数に対する割合及び申請者との関係（主要株主が申請者の役員又は親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第三項に規定する親会社をいう。以下同じ。）、子会社若しくは関連会社若しくはその役員である場合に限る。）を記載した書面

九（二十一）（略）

2 （略）

（届出事項）

第八十二条 （略）

2 法第九十五条第二項の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの（官公署が証明する書類の場合には、届出日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一（九）（略）

十 前項第三号に掲げる場合 次に掲げる書類

イ 主要株主でない者が主要株主となつた場合にあつては、当該株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、所有する議決権（法第八十六条第一項本文に規定する議決権をいう。以下この号において同じ。）の議決権の総数に対する割合及び当該商品取引員との関係並びに異動のあつた年月日を記載した書面

ロ（略）

十一～十八（略）

（実質的支配が可能な関係）

第八十四条 法第九十六条第二項の主務省令で定める関係は、次の各号に掲げるものとする。

一（略）

二 商品取引員が、他の法人の総株主等の議決権（令第七条第一項第三号に規定する議決権をいう。以下この号及び次号において同じ。）の百分の十以上二分の一未満に相当する議決権を保有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持するその法人に対する関係（前号に掲げるものを除く。）

三（略）

（受託に係る財産の分離保管等の措置）

第九十七条 法第二百十条の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものの価額の合計額に相当する金銭及び有価証券（倉荷証券を含む。以下この条、次条第一項及び第四項並びに第百

イ 主要株主でない者が主要株主となつた場合にあつては、当該株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、所有する議決権（法第八十六条第一項に規定する議決権をいう。以下この号において同じ。）の議決権の総数に対する割合及び当該商品取引員との関係並びに異動のあつた年月日を記載した書面

ロ（略）

十一～十八（略）

（実質的支配が可能な関係）

第八十四条 法第九十六条第二項の主務省令で定める関係は、次の各号に掲げるものとする。

一（略）

二 商品取引員が、他の法人の総株主等（令第七条第一項第三号に規定する総株主等をいう。）の議決権（令第七条第一項第三号に規定する議決権をいう。以下この号及び次号において同じ。）の百分の十以上二分の一未満に相当する議決権を保有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持するその法人に対する関係（前号に掲げるものを除く。）

三（略）

（受託に係る財産の分離保管等の措置）

第九十七条 法第二百十条の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものの価額の合計額に相当する金銭及び有価証券（倉荷証券を含む。以下この条、次条第一項及び第四項並びに第百

三十八条第三項において同じ。)とする。

一(三) (略)

四 法第百三条第七項(法第百七十九条第七項において準用する場合を含む。)(に規定する契約を締結し、法第百三条第九項(法第百七十九条第七項及び第八項において準用する場合を含む。)(に基づき取引証拠金の預託の猶予を受けた場合にあっては、当該預託の猶予を受けた取引証拠金に相当する金銭及び有価証券

五・六 (略)

2 (略)

(適用除外行為)

第百二条 法第百二十四条第三号の委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのないものとして主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 次のイからニまでに掲げる者のうち外国において商品取引受託業務に相当する業務を営む者から前条第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項について同意を得た上で、同条第三号及び第四号に掲げる事項については商品取引員が定めることができるものとして商品市場における取引等の委託を受ける行為

イ (略)

ロ 当該商品取引員が、外国の法人その他の団体に総株主の議決権(法第八十六条第一項本文に規定する議決権をいう。以下このロにおいて同じ。)(の百分の五十以上の議決権に係る株式を自己又は他人の名義をもって所有されている

三十八条第三項において同じ。)とする。

一(三) (略)

四 法第百三条第七項(法第百七十九条第七項において準用する場合を含む。)(に規定する契約を締結し、法第百三条第八項(法第百七十九条第七項において準用する場合を含む。)(に基づき取引証拠金の預託の猶予を受けた場合にあっては、当該預託の猶予を受けた取引証拠金に相当する金銭及び有価証券

五・六 (略)

2 (略)

(適用除外行為)

第百二条 法第百二十四条第三号の委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのないものとして主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 次のイからニまでに掲げる者のうち外国において商品取引受託業務に相当する業務を営む者から前条第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項について同意を得た上で、同条第三号及び第四号に掲げる事項については商品取引員が定めることができるものとして商品市場における取引等の委託を受ける行為

イ (略)

ロ 当該商品取引員が、外国の法人その他の団体に総株主の議決権(法第八十六条第一項に規定する議決権をいう。以下このロにおいて同じ。)(の百分の五十以上の議決権に係る株式を自己又は他人の名義をもって所有されている場合

場合における当該法人その他の団体（以下この条において「外国親会社」という。）

八・二（略）

二・三（略）

2・3（略）

（合併の認可申請）

第百十八条（略）

2 法第二百二十五条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一（略）

十一 合併後の会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、所有する議決権（法第八十六条第一項本文に規定する議決権をいう。以下この条から第百二十一条までにおいて同じ。）の議決権の総数に対する割合及び申請者との関係（主要株主が申請者の役職員又は親会社、子会社若しくは関連会社若しくはその役職員である場合に限る。）を記載した書面

十二（略）

（実質的支配が可能な関係）

第百三十七条 令第十九条第二号の主務省令で定める関係は、次の各号に掲げるものとする。

一（略）

二 商品取引員が、他の法人の総株主等の議決権（令第七条第

における当該法人その他の団体（以下この条において「外国親会社」という。）

八・二（略）

二・三（略）

2・3（略）

（合併の認可申請）

第百十八条（略）

2 法第二百二十五条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一（略）

十一 合併後の会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、所有する議決権（法第八十六条第一項に規定する議決権をいう。以下この条から第百二十一条までにおいて同じ。）の議決権の総数に対する割合及び申請者との関係（主要株主が申請者の役職員又は親会社、子会社若しくは関連会社若しくはその役職員である場合に限る。）を記載した書面

十二（略）

（実質的支配が可能な関係）

第百三十七条 令第十九条第二号の主務省令で定める関係は、次の各号に掲げるものとする。

一（略）

二 商品取引員が、他の法人の総株主等（令第七条第一項第三

一 項第三号に規定する議決権をいう。)の百分の十以上百分の五十以下に相当する議決権を保有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持するその法人に対する関係(前号に掲げるものを除く。)

(標準処理期間)

第百七十五条 主務大臣は、次の各号に掲げる許可、認可、承認又は指定に関する申請があつた場合は、その申請が主務省に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分を行うよう努めるものとする。

- 一 法第三条第一項ただし書の認可、法第九条の許可、法第七十六条第一項の認可、法第七十八条の許可、法第九十六条第一項の認可、法第九十六条の二十五第一項本文及び第三項ただし書の認可、法第百三十二条第一項の認可、法第百四十五条第一項の認可、法第百五十五条第一項の認可(上場商品又は上場商品指数の変更(廃止又は範囲の縮小を除く。以下この号及び次号において同じ。))に係るものに限る。)、法第百五十六条第一項本文の認可(上場商品又は上場商品指数の変更に係るものに限る。)、法第百六十七条の許可、法第百七十二条第一項の承認、法第百三十二条第一項の許可、法第百三十五条第一項の許可(法第百四十五条において準用する場合を含む。))並びに法第百四十二条第一項の許可
四月
- 二 法第三条の二第一項ただし書の認可、法第八十八条第一項の認可、法第九十六条の十九第一項の認可、法第九十六条の

号に規定する総株主等をいう。)の議決権(令第七条第一項第三号に規定する議決権をいう。)の百分の十以上百分の五十以下に相当する議決権を保有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持するその法人に対する関係(前号に掲げるものを除く。)

(標準処理期間)

第百七十五条 主務大臣は、次の各号に掲げる許可、認可、承認又は指定に関する申請があつた場合は、その申請が主務省に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分を行うよう努めるものとする。

- 一 法第九条の許可、法第七十六条第一項の認可、法第七十八条の許可、法第九十六条第一項の認可、法第百三十二条第一項の認可、法第百四十五条第一項の認可、法第百五十五条第一項の認可(上場商品又は上場商品指数の変更(廃止又は範囲の縮小を除く。以下この号及び次号において同じ。))に係るものに限る。)、法第百五十六条第一項本文の認可(上場商品又は上場商品指数の変更に係るものに限る。)、法第百六十七条の許可、法第百七十二条第一項の承認、法第百三十二条第一項の許可、法第百三十五条第一項の許可(法第百四十五条において準用する場合を含む。)、法第百四十二条第一項の許可
四月

- 二 法第八十八条第一項の認可、法第百五十五条第一項の認可(上場商品又は上場商品指数の変更に係るものを除く。)、

三十一第一項の認可、法第九十六條の三十七第一項ただし書の認可、法第五十五條第一項の認可（上場商品又は上場商品指数の変更に係るものを除く。）、法第五十六條第一項本文の認可（上場商品又は上場商品指数の変更に係るものを除く。）、法第七十條第一項の承認、法第八十二條の認可、法第八十三條の認可、法第九十條第一項の許可、法第二百一十一條第二項の承認、法第二百二十五條第一項の認可、法第二百二十六條第一項の認可、法第二百二十七條第一項の認可、法第二百二十八條第一項の認可、法第三百二條第一項の認可及び法第三百十二條の許可 一月

三（略）
2（略）

| | | | |
|-----------------|----------|---|--------|
| 【別表第五】（第百十三條關係） | 帳簿の種類 | 記載事項 | 記載上の注意 |
| | (略) | (略) | (略) |
| 委託者総合管理表 | 一～二十五（略） | 一（略） 二 預託猶予（法第百 三條第九項（法第百 七十九條第七項及び 第八項において準用 する場合を含む。） の規定により取引証 拠金の全部又は一部 についてその預託の | |

法第五十六條第一項本文の認可（上場商品又は上場商品指数の変更に係るものを除く。）、法第七十條第一項の承認、法第八十二條の認可、法第八十三條の認可、法第九十條第一項の許可、法第二百一十一條第二項の承認、法第二百二十五條第一項の認可、法第二百二十六條第一項の認可、法第二百二十七條第一項の認可、法第二百二十八條第一項の認可、法第三百二條第一項の認可、法第三百十二條の許可 一月

三（略）
2（略）

| | | | |
|-----------------|----------|---|--------|
| 【別表第五】（第百十三條關係） | 帳簿の種類 | 記載事項 | 記載上の注意 |
| | (略) | (略) | (略) |
| 委託者総合管理表 | 一～二十五（略） | 一（略） 二 預託猶予（法第百 三條第八項（法第百 七十九條第七項にお いて準用する場合を 含む。）の規定によ り取引証拠金の全部 又は一部についてそ の預託の猶予を受け | |

| | | |
|-----|--|---------|
| (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) |
| (略) | 猶予を受けることをいう。以下同じ。)の別については、委託者が法第百三条第三項の取次者、法第百七十九条第三項の取次者又は同条第四項の清算取次者である場合に限って記載すること。 | 三つ八 (略) |
| (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) |
| (略) | ることをいう。以下同じ。)の別については、委託者が法第百三条第三項の取次者、法第百七十九条第三項の取次者又は同条第四項の清算取次者である場合に限って記載すること。 | 三つ八 (略) |